登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AA	テュフズードジャパン株式会社	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定するすべての管理医療機器及び体外診断用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器及び体外診断用医薬品 一　インスリンペン型注入器 二　ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ及びヘパリン使用単回使用人工心肺用除泡器	平成二十六年十一月二十五日

○厚生労働省告示第四百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地及びその基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AB	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	一　神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十五番二号 二　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	一　神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十五番二号 二　大阪府大阪市東成区深江南一丁目三番四号	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定するすべての管理医療機器及び体外診断用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器及び体外診断用医薬品	平成二十六年十一月二十五日

○厚生労働省告示第四百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第二号並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第二号及び第三号に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平成二十年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十二号の次に次の三号を加える。

十三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成二十六年厚生労働省告示第四百二十六号）

十四　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成二十六年厚生労働省告示第四百二十七号）

十五　児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十三号）

○農林水産省告示第二千四十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十七年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

平成二十七年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
北海道及び東京都の区域	八一、一五〇円　七三、〇四〇円　六四、九二〇円　五六、八一〇円　四八、六九〇円
茨城県の区域	一七六、四四〇円　一五八、八〇〇円　一四一、一五〇円　一二三、五一〇円　一〇五、八六〇円

○国土交通省告示第千百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏